

別表第3（第5条関係）

（昭50規則5・一部改正）

粉じんに係る特定施設

番号	施設名	規模
1	鉱物（コークスを含む。）又は土石のたい積場	面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの
2	セメント運搬の用に供するベルトコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 60 センチメートル以上 75 センチメートル未満のもの
3	動力打綿機（混打綿機を含む。）及び製綿施設	すべてのもの
4	木材チップ又は木粉のたい積場	面積が 300 平方メートル以上のもの
5	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のもの
6	砕木機	すべてのもの
7	炭素製品の製造の用に供する粉碎施設及び素灰製造施設	すべてのもの

備考 次に掲げる施設は、除く。

- 1 実験の用に供するもの
- 2 移動式のもの